

【補助対象経費について（第4条、別表1関係）】

Q12. 職員の人件費は補助の対象になりますか？

A12. 団体職員等の本来の雇用（活動）時間の賃金や手当、事業主負担の社会保険料は補助の対象になりません。ただし、補助事業の実施に専念する時間の賃金については、補助の対象といたします。

Q13. アンケート調査等で事業に協力していただく方に、謝礼品を渡すことは可能ですか？

A13. 協力を得た相手方に対し、謝礼品を渡すことは可能です。ただし、謝礼品はあくまで補助事業遂行上の協力を得た相手方に対して謝意を表すためのものであることに留意してください。

例えば、図書カードは換金が容易であり、現金での支給と変わらないこと、協力を得た相手方本人に確実に渡したのか確認が困難な場合もあることから、適切ではありません。

Q14. 訪問・来訪にかかる手土産に対し経費を支出することは可能ですか？

A14. 協力者への謝礼品以外の行為は認められません。

Q15. 旅費の算定は、どのように行えばいいのか？

A15. 補助事業者の規程等に基づき行ってください。

Q16. 旅費のキャンセル料が発生した場合、本補助金で支出は可能か？

A16. 当該キャンセル料が発生した理由が、やむを得ないものと認められるか、個別に理由や証拠書類等を基に補助金で支出可能か判断いたします。

Q17. 「会場費」・「宿泊料」等に食費は含まれるでしょうか？

A17. 食費は補助の対象とはなりません。